

静岡県食品技術研究会会則

第1章 総則

第1条 本研究会を静岡県食品技術研究会と称する。

第2条 本研究会は会員相互の技術の向上を図るため、知識の交換及び技術の研鑽を行うことを目的とする。

第3条 本研究会は前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- 1 食品製造に関する技術と情報の交換及び研究会
- 2 同上技術に関する見学及び講習
- 3 新技術の導入と開発を図るための事業の企画
- 4 その他、本研究会の目的を達成するための必要な事項

第4条 本研究会は業務の円滑な推進と連絡のため、事務局を静岡県工業技術研究所内に設ける。

第5条 本研究会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 会則

第6条 会員は普通会員、特別会員及び賛助会員とする。普通会員は静岡県内に主たる事業所を有し、業務上、食品製造技術に関心を持ち、本会の主旨に賛同する団体または個人とする。特別会員は公設機関等の職員とする。賛助会員は本会の主旨に協力・賛同し、役員会の承認を得た団体とする。

第7条 本会に入会及び脱会をしようとする者は所定の用紙により届けで、役員会の承認を得るものとする。

第3章 役員

第8条 本研究会に、次の役員を置く。

- | | |
|------|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 幹 事 | 複数名 |
| 会 計 | 1名 |
| 会計監事 | 1名 |

第9条 幹事、会計及び会計監事は普通会員及び特別会員の中から選出し、幹事の互選により会長及び副会長を選出する。

第10条 会長は会務を総括し、本研究会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

第11条 本研究会に顧問を若干名置くことができる。顧問は会長が委嘱し、役員会の諮問に応ずるものとする。

第12条 役員及び顧問の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは会長の委嘱によって補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第13条 本研究会の会議は総会及び役員会とする。総会は、毎年1回、前年度終了後、原則として3カ月以内に行うものとする。

第14条 次の事項は総会の承認を得なければならない。

- 1 決算及び予算
- 2 事業報告並びに事業計画
- 3 会則の変更
- 4 役員を選出

第15条 総会は会員の2分の1以上の出席を要し、議決は出席した普通会員及び特別会員の過半数の同意を必要とする。

第16条 役員会は必要に応じて会長が召集し、会務を処理する。

第5章 会計

第17条 本研究会の運営は会費及び寄付金をもって充てる。必要がある時は臨時会費を徴収することができる。

第18条 会費は普通会員は年間12,000円とし、4月中に会費を納入する。ただし、会計年度を6カ月以上経過している場合には、その年度の会費を6,000円とする。賛助会員は1口20,000円とする。

付則

本会則の施行に必要な事項は細則をもって定める。細則は役員会で定める。

制 定 昭和47年12月8日

最終改正 平成19年6月29日